

# パソコンやスマートフォンでの確定申告

令和2年分の確定申告は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、多くの方が訪れる確定申告会場ではなく、より安心・安全なご自宅からのe-Taxをご利用ください。

## ご自宅で申告書を作成してみませんか？

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、ご自宅で簡単に確定申告書を作成することができます。作成した申告書は印刷して郵送提出できるほか、事前にマイナンバーカードを読み込むことにより電子申告することができます。

確定申告書等作成コーナー 検索

電子申告ならここで提出完了

### ①申告内容を入力



・パソコンもしくはスマートフォンで作成できます  
・自動計算により計算誤りを防げます

### ②印刷 or 電子申告



### ③印刷の場合は郵送



印刷した場合は、添付書類と一緒に税務署に郵送して提出完了

確定申告書等作成コーナーの使い方に関するご質問は、コーナー内「よくある質問」を確認、もしくはe-Tax作成コーナーヘルプデスク（☎0570-01-5901 または ☎03-5638-5171）へお問い合わせください。

## 令和2年分確定申告の注意事項など

### ◆医療費控除の申告には「医療費控除の明細書」の作成が必要です。

令和2年分の申告から、領収書の提出や合計額のみでは受付ができなくなりましたので、ご自宅で医療費控除の明細書を作成のうえご申告ください。

「医療費控除の明細書」は、広報ふそう今月号の折込みチラシとしてお届けしておりますのでお使いください。（なお領収書は、確定申告期限から5年間、税務署から領収書（医療費通知に係るものを除く）の提示又は提出を求められる場合がありますのでご自宅等で保管してください。）

### ◆年金所得者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。

（注1）この場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには確定申告書を提出する必要があります。

（注2）公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても町県民税（住民税）の申告が必要な場合があります。

# 確定申告のお知らせ

税務課 内線 266・267 1階 ⑧番窓口

## 新型コロナウイルス感染症対策に伴う変更点

- 混雑緩和のため、扶桑町申告会場（扶桑町中央公民館）への入場には整理券が必要となります。（整理券の配付については、下表「受付」欄をご覧ください。）
- 会場入口では検温を行います。発熱など体調不良がある方は来場をご遠慮ください。なお、来場の際はマスク着用にご協力ください。

会場	扶桑町中央公民館 2階 講堂	小牧市公民館 小牧市小牧2丁目107 (小牧市市民会館 南隣)
日程	2月16日(火)～2月26日(金) (土・日・祝日を除く) ※2月16日(火)、2月17日(水)は特に混雑が予想されます。	2月16日(火)～3月15日(月) (土・日・祝日を除く) ※平日の開設ですが、2月21日(日)・2月28日(日)は開設します。
開設時間	午前の部 午前9時～正午 午後の部 午後1時～4時 ※税理士による無料相談は午前9時30分開始です。	午前9時～午後5時
受付	整理券による入場制限を行います。 申告書作成コーナー（個別相談）・税理士相談の整理券は、当日の午前8時30分より中央公民館で配付します。 ※会場内の密を防ぐため、整理券には受付時刻を記載します。指定時刻にご来場いただけないと受付できない場合があります。 自書・質問コーナーに代わり来場者自身がパソコンに入力して申告書を作成する「PC入力コーナー」を設置いたします。 (PC入力コーナーは整理券がなくてもご利用いただけますが、混雑状況によって後日の来場をお願いする場合があります。)	特定の時間帯に来場者が集中することで三密状態が発生しないよう混雑状況によって、後日の来場をお願いする場合があります。 本年の確定申告では、公的年金を受給されている方を主な対象として、2月8日(月)から小牧市公民館で申告相談を受け付けます。(平日のみ) 外部会場開設期間中は、小牧税務署内での申告相談は行いません。
対象	○ 所得税及び復興特別所得税の確定申告 ○ 町県民税の申告 ※譲渡所得（不動産、株式等）の確定申告、贈与税の申告は、小牧市公民館のみの相談受付となります。	○ 所得税及び復興特別所得税の確定申告 譲渡所得（不動産、株式等）の確定申告 ○ 贈与税の申告 ○ 消費税及び地方消費税の確定申告
持ち物等	今月号の折込チラシをご覧ください。	
申告期限にご注意	所得税及び復興特別所得税、贈与税の申告と納税の期限は、3月15日(月)です。 個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税の期限は、3月31日(水)です。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告書は、1月末頃から役場税務課窓口でお渡しできます。</li> <li>・申告に関する相談は、期間中税務課窓口では行いませんので、扶桑町中央公民館もしくは、小牧市公民館申告会場でご相談いただくか、小牧税務署（0568-72-2111）へお問い合わせください。</li> </ul>	